

平成29年度入札契約制度等の見直しについて

◎低入札価格調査制度の調査基準価格改正について

各務原市低入札価格調査制度等に関する実施要綱第4条（「市長が別に定めるもの」）
（変更点）

低入札価格調査制度

対象工事 : 一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が300万円以上の工事
及び 総合評価落札方式対象工事

調査基準価格： $((\text{直接工事費} \times 0.95) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.8) + (\text{一般管理費} \times 0.4) (\text{千円未満切り上げ})) \times 1.08$

※上記の計算式で算出した調査基準価格が予定価格の0.7を下回った場合には予定価格の0.7で、0.9を上回った場合には予定価格の0.9を調査基準価格とする。

低入札調査を行なった場合の措置

- ・ 工事の完成届を提出する際に、下請代金の支払状況等の経費を証する書類の提出を求めるものとする。
- ・ 現場代理人の兼任を認めません。

(予定価格が1000万円以上)

- ・ 主任技術者及び監理技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者を、専任で1名現場に配置することを求めます。